【制度について】

Ｑ１：新スプリアス規格への移行とは何か。

Ａ１：

１　ＲＲ（無線通信規則）の改正を受け、平成１７年１２月に電波法に定めるスプリアス規格が改正（新スプリアス規格）されました。この改正は、アマチュア局に限らず、全無線局に適用されるものです。

２　これに伴い、平成１９年１１月以前に製造された古い無線機（旧スプリアス規格の無線機器）は、そのままでは平成３４年１２月以降は使用できなくなりました。

３　また、旧スプリアス規格の無線機器での開設や設備追加は、平成 29 年 11 月末までに限られています。

４　これらの旧スプリアス規格の無線機器を平成 34 年 12 月 1 日以降も継続して使用する場合は、①運用中の無線機器のスプリアスを実測、又は②製造業者等が測定したデータの活用を行い、新スプリアス適合機器としてお近くの総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）に届出書（スプリアス確認届）を提出していただくことが必要です。

Q2　「スプリアス確認保証」とは何か。

A2：

１　平成１７年１２月に電波法に定めるスプリアス規格（新スプリアス規格）が改正され、これに伴い、平成１９年１１月以前に製造された古い無線機（旧スプリアス規格の無線機器）は平成３４年１２月以降は使用できなくなりました。

２　これらの旧スプリアス規格の無線機器を平成 34 年 12 月 1 日以降も継続して使用する場合は、①運用中の無線機器のスプリアスを実測、又は②製造業者等が測定したデータの活用を行い、新スプリアス適合機器としてお近くの総合通信局に届出書（スプリアス確認届）を提出していただくことが必要です。

３　アマチュア局では、この手続きの簡便な方法として、保証の手続きを活用した「スプリアス確認保証」を受けるが可能となりました。（平成 28 年 6 月に総務省が「アマチュア局の無線設備の保証に関する要領」を改正）

４　これを受け、ＪＡＲＤは、従来の開設等に係る保証に加え、新たに「スプリアス確認保証」を平成 28 年９月１日から行っています。

Q3：「スプリアス確認保証」は、現在ＪＡＲＤが行っている保証とどう違うのか。

A3：

現在ＪＡＲＤが行っている保証は、アマチュア局の開局、無線設備の変更等に係る保証であるのに対して、スプリアス確認保証は、現在免許を受けているアマチュア局の旧スプリアス規格の無線設備について、平成３４年１２月以降も使用できるようにするため、新スプリアス規格の適合性を確認する手続きです。

Q4：総合通信局への「スプリアス確認届」はいつまでに行えばよいか。

A4：

１ 旧スプリアス規格機器の使用期限は平成３４年１１月３０日までであり、その後も継続使用するためには、それまでに手続きが必要となります。

２　なお、旧スプリアス規格機器を使用して無線局の免許を受けている場合、平成２９年１２月以降の再免許においては、「無線設備規則の一部を改正する省令（平成１７年総務省令第１１９号）による改正後の無線設備規則第７条の基準（新スプリアス基準）に合致することの確認がとれていない無線設備の使用は、平成３４年１１月３０日までに限る。」とする旨の条件が無線局免許状に付される予定ですので、早めに手続きされることをお勧めします。

Q5：「スプリアス確認届」の手続きが必要となる機器（無線機）は何か。

A5：

１　既に免許を受けている局の設備で、平成１９年１１月以前に製造された旧スプリアス規格の経過措置の適用を受けたものが対象となります。

（経過措置：旧スプリアス規格機器について、平成２９年１１月３０日までは旧規則による免許や変更を行うことが可能とした措置）

２　この場合、メーカー製造の機器に限らず自作機や改造機もすべて対象となります。

３　なお、スプリアス規格が改正された平成 17 年 12 月以降にアマチュア局の保証を受けて、開設や増設を行った機器は、既に新規格の機器とみなされていることから、スプリアス確認届の手続きは不要とされています。

ただし、旧スプリアス規格機器のアマチュア局で、開設・増設の際に経過措置を受けて申請したものは、スプリアス確認届の手続きが必要です。

【確認保証対象機器について】

Q6：「スプリアス確認保証」を受けられる機器は何か。また、実際に機器を送って測定してもらう必要があるか。

A6：

１ ＪＡＲＤが公表しているスプリアス確認保証可能機器リストは、旧技適機種及びＪＡＲＬ登録機種のうち、現段階でＪＡＲＤが保証可能と判断したものです。このリストで公表している機器については、スプリアス確認保証が受けられます。

２ これらの機器は、サンプルによる実態調査等の結果を受け、ＪＡＲＤとして保証可能と判断しているものです。このため、リストにある機器については、実際に機器をＪＡＲＤに送って測定する必要はありません。

http://www.jard.or.jp/hosho/kakuninhosho/contents/data/beppyo_20160901.pdf

Q7：アマチュア局の無線設備（送信機）が「スプリアス確認保証可能機器リスト」にない場合はどうしたらよいか

A7：

送信機が公表した機器リストにない場合は、現段階ではスプリアス確認保証はできません。

ただし、リストにない機器についても、更に実態調査を継続しており、平成２８年１０月１日に対象機器を追加して、可能機器リストの更新を行いました。今後もリストの機器は追加の予定です。

※ 自作機等については、Q9 を参照

Q8：ブースター等の付加装置を付けているが、「スプリアス確認保証」は可能か。また、改造して定格出力の増減等を行った無線機の「スプリアス確認保証」は可能か。

A8：

１ ブースター等の付加装置を付けた設備でも、基本となる機器（送信機）がスプリアス確認保証可能機器リストに含まれていれば、ＪＡＲＤでスプリアス確認保証を受けることが可能です。

２ また、改造して定格出力の増減等を行った無線機も同様です。 ただし、改造の程度により、個別の判断となることもあります。

Q9：「スプリアス確認保証可能機器リスト」の機器はメーカー製造機器だけであるが、自作機の扱いはどうなるか。

A9：

1　自作機や外国製機器等については、自ら測定を行い、新スプリアス規格を満たしている場合、スペアナ画面の写真などのデータを添付していただくことでスプリアス確認保証を受ける事が可能です。

この場合、適正に測定されており、信頼に足りるデータであるとＪＡＲＤが判断した場合に、保証することとしています。

2　このほか、ＪＡＲＤが平成 28 年９月からサービスを開始した有料による測定サービスを受け、その結果により、スプリアス確認届の手続きを行う方法もあります。

Ｑ１０：私の無線局の送信機は既にＪＡＲＤのスプリアス確認保証を受けている。この送信機を友人に譲渡する場合、その「スプリアス確認保証」は有効か？　（ＪＡＲＤがスプリアス確認保証の出願者に送付する「スプリアス確認保証通知書」を添付して譲渡すれば有効か？）

Ａ１０：

ＪＡＲＤが行うスプリアス確認保証は、既に免許を受けているアマチュア局の送信機に対して保証を行うものです。

そのため、当該送信機を友人に譲渡するために設備撤去された場合、当該送信機に対する保証は失効します。

Ｑ１０－２：私は５００Wの免許（送信機（基本送信機）＋リニアアンプ）を受けている。この基本送信機は２００W以下でスプリアス確認保証可能機器リストに含まれているが、ＪＡＲＤのスプリアス確認保証を受けられるか？

Ａ１０－２：

アマチュア局の保証は、空中線電力 200 W以下のアマチュア局の無線設備に限定されています。そのため、５００Wの免許を受けている場合、スプリアス確認保証は行えません。

また、基本送信機が２００W以下であっても、リニアアンプを付加した２００Wを超える設備はスプリアス確認保証を行えません。

なお、５００Wの免許を受けていても、一部の装置が単独で使用する無線機又はブースターを付加した無線設備で２００W以下のものについては、スプリアス確認保証は可能です。

【手続きについて】

Q１１：自分の無線設備の詳細（無線機器と装置番号の対応など）が不明。
どうすればよいか。

A１１：

免許申請時の書類等によりご確認ください。

なお、書類の紛失等のため不明な場合には、無線局の常置場所又は設置場所を管轄する総合通信局にご相談下さい。

Q１２：無線機の製造番号がわからない。どうすればよいか。

A１２：

ＪＡＲＤがスプリアス確認保証する機器を特定するために製造番号の記入をお願いします。番号がないもの、キズなどで番号が不明瞭な場合にはご自身で番号を決めて記入をお願いします。

スプリアス確認保証後には、出願者に対し、型名や製造番号の入った保証通知書をお送りすることになっています。

Q１３：アマチュア局の開設・変更や再免許と併せて、スプリアス確認保証の手続きを行うことができるか。

A１３：

１　スプリアス確認保証は、現にアマチュア局の免許を受けている無線設備に関する手続きのため、無線局の開設等の手続きと併せて行う事はできません。

２　また、再免許時の手続きも同様です。　再免許前に余裕を持って、早めにスプリアス確認保証を受けることをお勧めします。

Q１４：「スプリアス確認保証」を一度受けた送信機は、再免許申請の都度「スプリアス確認保証」を受ける必要があるか。

A１４：

ＪＡＲＤの「スプリアス確認保証」を受けた送信機は、ＪＡＲＤから総合通信局に対して「スプリアス確認届」を提出して、新スプリアス適合機器として登録されますので、その後の手続は不要です。

Ｑ１５：設備共用の無線機の扱いはどうか。局ごとに手続きが必要となるのか。

Ａ１５：

一つの送信機を別の局と設備共用している場合、同一の送信機でも各局毎に「スプリアス確認保証」を受けていただくこととなります。

Ｑ１６：「スプリアス確認保証」の手続きの流れはどのようなものか。

Ａ１６：

１　「スプリアス確認保証」を受ける場合は、総合通信局に提出する「スプリアス確認届」とＪＡＲＤに対する保証願を提出願います。

２　ＪＡＲＤにおいて審査の上、提出いただいた「スプリアス確認届」にＪＡＲＤの保証書を添付し、管轄する総合通信局に提出します。この提出は、２週間ごとを予定しています。

３　この提出後、保証願者(免許人)へ総合通信局への提出日等を付して、保証した旨を書面により通知します。

なお、届出であるため、改めて総合通信局からの通知等はありません。

だだし、不備事項等があればお問い合わせ等があることは想定されます。

【料金等について】

Ｑ１７：複数回割引き等の特例措置は、一人１回限りか。

Ａ１７：

「スプリアス確認保証」は、局ごとの手続きとなるため、一人で複数局を有していれば各々適用になります。

ただし、申告による措置であるため、願書にその旨記載がなければ適用にならないのでご注意ください。

Ｑ１８：（削除）

Ｑ１９：申込書類はどこで入手できるか。

Ａ１９：

ＪＡＲＤのホームページからダウンロードが可能です。

また、ＪＡＲＤのホームページから直接申し込みを行う事も可能です。

（ホームページをご覧になることができない方の場合）

このほか、ＪＡＲＬ支部大会や地方イベントなどで配布していますが、お急ぎの場合は直接ＪＡＲＤに請求することも可能です。